

実施義務を負うと直ちに導くことはできない。

したがって、原告らが主張する法律の規定からは、外務大臣において、資料開示・施策実施義務を負うと認ることはできない。

(5) 農林水産大臣の法的作為義務

原告らは、農林水産大臣が農林漁業者の福祉の増進を図り、漁船損害、漁船乗組員給与保険及び漁船災害補償に関する職責を有する（農林水産省設置法3条1項、4条1項3・4号）ことから、農林水産大臣において資料開示・施策実施義務があると主張する。

しかし、農林水産省設置法は、内閣府設置法等と同様、農林水産省の任務等及びその所掌事務を定めるとともに、必要な組織に関する事項を定めることを目的とする法律であり（農林水産省設置法1条）、同法3条1項は、農林漁業者の福祉の増進という一般的な任務を定めたにすぎないこと、同法4条1項3・4号は、同省が、漁船損害等補償及び漁船災害補償移管する事務をつかさどることを定めた組織規範にすぎず、これらの規定から、資料開示・施策実施義務を導き出すことはできない。

したがって、原告らが主張する法律の規定からは、農林水産大臣において、資料開示・施策実施義務を負うと認ることはできない。

(6) 厚生労働大臣の法的作為義務

ア 原告らが主張する各規定の検討

原告らは、厚生労働大臣が国民の健康の増進を図り、原子爆弾被爆者に対する援護の職責を有し（厚生労働省設置法4条1項1・7号、同項2・2号）、社会福祉事業の公明かつ適切な実施及び発達を図り、福祉サービスは個人の尊厳を旨とし、その利用者が心身ともに健やかに育成されるように支援する職責を持つこと（社会福祉法1条、3条）から、厚生労働大臣において原告らに対して資料開示・施策実施義務を負う旨主張する。

しかし、厚生労働省設置法は、内閣府設置法や外務省設置法と同様に、厚

生労働省の任務等及びその所掌事務を定めるとともに、必要な組織に関する事項を定めることを目的とする法律であり（厚生労働省設置法1条）、同法4条1項1・7号は、国民の健康の増進に関する任務という一般的抽象的な任務を同省の所掌とすることを定めたにすぎず、直ちに資料開示・施策実施義務を導くことはできない。また、同項2・2号は、原子爆弾被爆者に対する援護を同省の任務とすることを定めたにとどまり、原子爆弾被爆者に対する具体的な援護の内容は、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（被爆者援護法）。同法律制定前は、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律）に定められている（同法については項を改めて検討する。）から、厚生労働省設置法4条1項2・2号は、それ自体から資料開示・施策実施義務を導くことはできない。

また、社会福祉法1条は、同法の目的を規定するものにすぎず、同法3条も福祉サービス理念について規定するものすぎないのであって、これらの規定から資料開示・施策実施義務を導くことはできない。

イ 被爆者援護法の検討

被ばく者をめぐっては、上記1[6]のとおり、昭和32年4月1日、原爆医療法が施行された。同法1条は、同法の目的について、「広島市及び長崎市に投下された原子爆弾の被爆者が置かれている健康上の特別の状態にかんがみ、国が被爆者に対し健康診断及び医療を行うことにより、その健康の保持及び向上をはかること」と定めていた。また、昭和43年9月1日、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律（以下「原爆特別措置法」という。）が制定された。同法1条は、同法の目的について、「広島市及び長崎市に投下された原子爆弾の被爆者であって、原子爆弾の傷害作用の影響を受け、今なお特別の状態にあるものに対し、医療特別手当の支給等の措置を講ずることによりその福祉を図ること」と定めていた。原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（以下「被爆者援護法」という。）は、原爆医療法及び原爆特別措

置法を統合するものとして、平成7年7月1日から施行され、広島市及び長崎市に投下された原子爆弾の放射能に起因する健康被害が他の戦争被害とは異なる特殊の被害であることに鑑み、戦争遂行主体であった国が、自らの責任において、医療の給付を中心として被爆者の救済を図るという面を有する法律である（被爆者援護法前文、最高裁平成28年（行ヒ）第404号の1平成29年12月18日第一小法廷判決参照）。このような被爆者援護法の目的及び立法経過に鑑みれば、同法は、広島市及び長崎市に投下された原子爆弾により被ばくした者の援護について規定したものであることは明らかである。そうすると、同法1条は、「被爆者」について、広島市及び長崎市の一定の区域内に立ち入ったもの（同法1条1号、2号）のほか、「原子爆弾が投下された際又はその後において、身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情にあった者」も含めている（同条3号）ところ、ここにいう「原子爆弾」とは、広島市及び長崎市に投下された原子爆弾を指すことは明らかであり、本件核実験で使用された水爆はこれに当たらないというべきであるから、本件被ばく者には同法は適用されず、また、同法によつても、同法に定める医療給付等を超えて本件資料の開示や施策を実施すべき義務を導き出すことはできない。

ウ 本件被ばく者につき被爆者援護法と同等の扱いをすべき義務の存否

本件被ばく者に被爆者援護法を直接適用できないことは前記イのとおりであるが、原告らは、調査・支援等施策の法的作為義務について、本件被ばく者は、広島市及び長崎市への原子爆弾の投下と同じく、米国による核兵器使用によって放射能被害を受けしており、その健康管理その他の援護の必要性があるからこれと同等に扱うべき旨主張する。

確かに、本件被ばく者については、米国による核兵器使用によって被害を受けたという共通性があり、本件核実験に使用された水爆の方が、上記原子爆弾よりも遙かに強力で広範囲に放射性降下物を撒き散らしたことが判明

しているのであるから、これによる健康被害を等閑視することなく、その救済が同様に図られるべきという主張は理解できないものではない。

本件核実験による被ばく者が原爆医療法等の対象とされなかつた事情の中には、広島市及び長崎市の当時の被ばく者が補償を受けられていなかつた状況下において、本件核実験による被害に関しては日米合意により何らかの補償がなされうるという期待があつたこととの均衡や、船員保険法等の労働災害補償法によって救済が図られるべきといった点が考慮されたこともあるものと推察される。しかし、事後的に見れば漁船員に対する補償が限定されたものとなつたことは既に認定した事実から明かである。また、船員保険法による救済についても、本件被ばく直後の時期に血液検査等の健康調査が十分に行われなかつたこと、被ばくした場所が海上であり、その痕跡が残りにくかつたこと、本件核実験による放射性降下物の飛散状況などに関する情報は米国が保有し、自主的開示まで相当年月を要したこと、晚発性障害はその性質上原因を特定することが容易ではないことなどを考慮すると、個々の漁船員が、本件核実験によって放射線に被ばくしたことに加え、申請時点における健康状態の悪化が被ばくによる結果であることを立証するのは、困難を伴うものであることが否定できない。

そうすると、長年にわたって省みられることが少なかつた漁船員の救済の必要性については改めて検討されるべきとも考えられる。

そこで、被爆者援護法による救済の可能性に着目した主張がなされたものと理解できるが、前記イで検討したとおり、同法は特殊の戦争被害について戦争遂行主体であった国が自らの責任によりその救済を図るという一面を有するものであり、米国による戦後の核実験によって被害が生じたという本件とは、背景となった立法事実が異なるといわざるを得ない。被爆者援護法のもとになった原爆医療法は、本件核実験を契機とする国内世論の高まりを背景に制定されたという事情がありながら、立法過程による様々な検討を経

て、意識的に広島市及び長崎市の被ばく者に対する対策に限定して立法され、本件核実験の被ばく者を含めなかつたものであり、同法を承継している被爆者援護法について拡張ないし類推解釈をして、本件核実験による被ばく者を対象に含めることは法解釈論の限度を超えるものであつて、本件被ばく者について、個別の立法がないにもかかわらず、被爆者援護法と同等の扱いをすべき義務があるということはできない。

したがつて、被爆者援護法と同等の扱いをすべきという主張は立法論をいうものといわざるをえず（なお、原告らは立法の不作為の違法を主張していない。本件第4回口頭弁論）、上記に指摘した救済の必要性があるとしても、同法から作為義務に違反した不作為の違法を導き出し、国賠法に基づく損害賠償請求によって司法的救済を図ることは困難であり、立法府及び行政府による一層の検討に期待するほかない。

(2) 小括

したがつて、原告らが主張する法律の規定及び被爆者援護法からは、厚生労働大臣において、資料開示・施策実施義務を負うと認めることはできない。

(7) 小括

以上によれば、原告らが主張する憲法及び法律上の規定からは、内閣総理大臣その他閣僚において、資料開示・施策実施義務を負うとは認められないから、被告において、本件資料の開示義務違反の違法及び調査・支援等施策不実施の違法は認められない。

第4 結論

以上によれば、原告らのうち、原告門田米吉については本件被ばくの事実が認められず、その余の原告らについては、被告において、本件資料を開示し、又は調査・支援等施策を実施すべき法的作為義務が認められず、その他被告の違法行為は認められないので國賠法上の違法は認められないから、その余の争点について判断するまでもなく、原告らの請求には理由がない。

よって、原告らの請求を棄却することとして、主文のとおり判決する。

高知地方裁判所民事部

裁判長裁判官

西 村 修

裁判官

徳 光 純 子

裁判官

高 田 卓

当事者目録

第1 原告ら

5 1 本件被ほく者・支援者原告

高知県室戸市元甲2513

原 告

岡崎七孝

高知県室戸市浮津3-1-1

原 告

藤田義行

10 神奈川県相模原市南区上鶴間4-16-1

原 告

柳原亨

高知県室戸市室戸岬町3602

原 告

小笠原勝

高知県室戸市元甲1992

原 告

川崎啓作

高知県土佐清水市塩津551

原 告

山中武

神奈川県横須賀市久里浜8-5-18

原 告

有藤照雄

20 高知市介良乙1187-1

原 告

桑野浩

高知県土佐清水市大津790

原 告 平 林 庄 一

兵庫県伊丹市西野3-251-2

原 告 米 田 瑞 穂

高知県幡多郡黒潮町上川口63-3

原 告 除 本 幸 松

高知県幡多郡黒潮町灘569-1

原 告 松 本 定

高知県土佐清水市下川口1288-6

原 告 谷 腹 寿 和

高知県土佐清水市下川口1131-1

原 告 松 下 長 次

高知市中秦泉寺209-1シャーメゾン幸201号

原 告 増 本 和 馬

高知県幡多郡黒潮町田野浦803

原 告 萩 森 泉

高知県幡多郡大月町大浦1143

原 告 立 浪 昇

高知市若松町11-20 おあしす青柳605

原 告 戸 波 英 俊

高知県宿毛市小筑紫町栄喜181-58

原 告

佐 治 幸 三

高知県土佐清水市窪津411

原 告

山 崎 武

高知県土佐清水市本町15-4

原 告

横 山 幸 吉

高知県幡多郡黒潮町田野浦966-2

原 告

土 居 義 一

高知県室戸市元甲2438-7

原 告

門 田 米 吉

高知県宿毛市山奈町芳奈2779-2

原 告

山 下 正 寿

高知市一宮西町1-25-1

原 告

和 田 忠 明

2 遺族原告(相続分 2分の1)

高知県宿毛市小筑紫町内外ノ浦351-82

原 告

井 上 紗 代

高知県宿毛市小筑紫町内外ノ浦351-65

原 告

岡 本 巧

高知県宿毛市小筑紫町内外ノ浦21

原 告

山 下 伸 子

高知県宿毛市小筑紫町内外ノ浦9-5

原 告

告 村 幸 子

高知市坂ノ原108-65

原 告

下 本 節 子

高知県幡多郡黒潮町佐賀383

原 告

演 町 露

高知県土佐市宇佐町宇佐198

原 告

道 脇 洋 子

高知県土佐清水市津呂116

原 告

弘 田 幸

高知県土佐清水市足摺岬268

原 告

武 政 弘 子

高知県土佐清水市窪津404

原 告

小 川 京 子

3 遺族原告(相続分 3分の1)

高知県宿毛市小筑紫町内外ノ浦357-33

原 告

告 村 司

高知県室戸市浮津647-1

原 告

南 隆 延

高知県宿毛市沖の島町弘瀬310

原 告

川 利 正

4 遺族原告(相続分 4分の1)

高知県宿毛市小筑紫町内外ノ浦 351-88

東京都千代田区霞が関 1丁目 1番 1号

原 告 松 村 欣 一

被 告

国 川 肇 子

高知県室戸市宍戸岬町 4350-1

同代表者法務大臣

上 川 肇 子

原 告 山 本 供 子

同指定代理人

西 川 肇 子

高知県幡多郡大月町安満地 224-3

同

浦 川 木 稔 刚

原 告 岡 林 恵 美

同

青 藤 田 昌 治

高知県室戸市宍戸岬町 2392

同

河 小 原 幸 弘

原 告 中 麟 廣 美

同

居 土 原 幸 兒

5. 遺族原告（相続分 6分の1）

同

藤 井 義 孝

神奈川県川崎市幸区小向西町 8-47

同

分 部 唯 宇

原 告 武 政 美 奈 子

同

濱 崎 美 帆

高知県土佐清水市窪津 404

同

荒 卷 優 樹

原 告 小 川 由 佳

同

馬 上 拓 也

6. 遺族原告（相続分 10分の1）

高知県幡多郡黒潮町佐賀 383

原 告 渡 町 圭 三

7. 原告ら代理人

原告ら訴訟代理人弁護士 梶 原 守 光

同 南 拓 人

20

第2 被告

漁船員	相続人である 原告(続柄)	被災船	主な操業海域	入港日等	入港時計測された線量又は授業した魚 (主なものに限る。)	本件被ばくを裏付ける供述	証拠
1 井上文雄	井上綱代(妻)						
2 国本清美	国本巧(子)						
3 依村正義	松村欣一(子)	(第二)新生丸	北緯29.1~29.3度、東経128~129.05度	昭和29年(以下略)6/19 指定外港	シイラ 110~123 (単位はcpm。以下略)	岡本清美「(本件核実験の際)船のマストの横に張り出した棒まで白い灰が積もり 「火山灰じやないか」と話し合った。」 なお、左記漁船員は、昭和32年に別の漁船にてクリスマス島における核実験を目撃している。	甲15,18,24の 13,70
4 山下泰男	山下伸子(妻)						
5 吉村勲	吉村幸子(妻)						
6 吉村義見	吉村司(子)						
7 大黒藤兵衛	下木節子(子)						
8 國崎七孝	南隆延(子)	第七大丸	北緯9.3~10度、東経178~179度	4/1東京入港			
9 南王者							
10 藤田義行							
11 柳原亨							
12 山本榮治	山本供子(子)						
13 井上梅春	岡林恵美(子)	第五海福丸	北緯9~10度、東経175~176度	4/6東京入港 (操業期間3/13~3/25)	手袋 200~1000 ジャンバー 300 船員 80、枕カバー 83 帽子 680 作業着 241	山本榮治「火柱が一本立ち、海面が赤くなり、夜なのに水平線が見えた」 「火山灰じやないか」と話し合った。」 山中武の日誌(3月20日)「無線N20、E175より沖の漁場は原子のため原子病あり。 水揚禁止との報。我々はこの付近におり、多いに心痛める。」	甲14,5,24の 1,33,70
14 小笠原勝			北緯30度、東経170度	11/30東京入港	船体(方向探知機、ピン玉) 各400 船体(船艤) 800	原告川崎啓作「海に火柱が一本立ち、海面が赤くなり、夜なのに水平線が見えた」 ヒアリッジにいた当直が説いた。」	甲15,24の 1,33,70
15 川崎啓作							
16 山中武			北緯9度、東経174度	4/15東京入港	船体(方向探知機、ピン玉) 各400 船体(船艤) 800	原告桑野浩「雪のよう、黒ずんだ降下物を2回ほど見ております。それは全て航海中のことで、ピキニ海域です。」「朝見ると、やはりセンチが2センチ近くがテック止にずっと黒く積もっているわけないです。」	甲15,33,原告桑野
17 有藤照雄						原告有藤照雄「私の頭髪から1500cpmが検出されました。」	
18 桑野浩							
19 濱町勝藏	濱町重(妻) 濱町圭三(子)	第二幸成丸	北緯10~13度、東経114~115度	6/24大阪入港	船体(レギン) 86		
20 川瀬秀馬	川瀬正(子)	第八順光丸	北緯10~12度、東経169~172度	5/19東京入港	船体(マスト、檍突) 30000 船員(川瀬秀馬)頭部 250		
21 平林庄一							
22 米田瑞穂							
23 徐本幸松		第五明賀丸	北緯5度、東経180度	4/25東京入港 (操業期間3/17~4/16)	船体(コンパス)2000~3000 5人の船員の衣類 100~200 ひも長 62~246	バッグ13200、船員74~230 長靴42~351、サムヒレ6050	甲15,33,66
24 松本定							
25 谷脇寿和		第十三光栄丸	北緯9~10度、東経178.3度	9/1三崎入港	カロカフ 486	原告谷脇寿和「一度、水平線の方で光を見ました。だけど、そのときは福美と思って 済ました。」	甲24の1,33
26 松下長次			北緯10~16.2度、東経161.08~166度	8/17東京入港	キハダほか 37本授業	原告増本和馬「墓地でガイガーディテクターで測定されたときに、大きくガーガーという音がし、 針が大きく振れたことは、自分で確認しております。」	甲15の2,24の1及 び6,原告谷脇
27 増本和馬	ひめ丸		北緯5~7度、東経140~145度				
28 道脇登	道脇洋子(妻)		北緯10.7~12.5度、東経26~129度	4/24大阪入港	船体(レギン等) 20~70		
29 中屋勲	中屋廣美(子)	第一新南丸	北緯3~4度、東経127~133度	6/8大阪入港	パンショウ 60~460		甲24の10,33
30 萩森泉		第三良栄丸	北緯6度、東経38.3度	7/22大阪港入	キハダ 250~500		甲33
31 立浪昇		幸進丸		8/24東京入港	キハダほか 180本授業	原告立浪昇「三崎港に入ると、岸壁で白い服を着た人が来て、みんながガイガーメ ッチャーをあてられた」	甲70
32 弘田香織	弘田幸(妻)	第五櫻丸	北緯6度、東経175度	10/26東京入港	キハダ 4本授業		甲24の7,33
33 戸波英俊		第五豊丸	北緯23~25度、東経30~31度	6/8大阪入港	パンショウ 150~300		
34 佐治幸三		第七千代丸	北緯2度、東経133~139度	9/9大阪入港	キハダ 150~350		甲18,24の15,33
35 山崎武		第八伸洋丸	北緯22~24度、東経128~130度	10/30大阪入港	キハダ 500		
36 横山幸吉		第十富佐丸	北緯22度、東経131~133度	12/16大阪入港	パンショウ 1000~1500		甲24の10,33
37 武政昭善	武政弘子(妻) 武政美奈子(子)	第十一高知丸	北緯9度、東経178~179度	11/15東京入港	パンショウ 500		甲33
				5/20大阪入港	キハダほか 18本授業		
				10/24東京入港	クロカワほか 2本授業		
					船体(作業灯)4000~5000 船員頭髮 200 帽子、羽着 200~300	原告武政弘子「(昭善は)現場では光を見て、後は雪のようものが降ってきたとい うことを言っていた。「ガーガー計がものすごくガーガーガーガー」という、すごく鳴っ たということを聞きました。」	甲1,24の1,33,原告 武政
38 小川喜光	小川京子(妻) 小川由佳(子)	第七寿々丸	北緯5度、東経144~145度	3/19東京入港	船体 400~1300 ロープ 2500~3000、衣服 200		甲24の6,33
			北緯7.3~8.4度、東経133.3~134度	9/27東京入港	キハダ 130本授業		
			北緯4度、東経144~145度	4/25大阪入港	船体(アンテナ支柱) 200~1000、船体 (レギン)方向探知機 130~190	甲24の14,33	
39 土居義一			北緯4度、東経150度	8/31大阪入港	キハダ 500~800		
40 門田米吉			北緯35度、東経155度	12/2東京入港	キハダ 200~1000 ぼち 1本授業	同上(小川喜光と同じ。)	

本件核実験による被爆を認めるに足りる証拠がない。

開示文書リスト

- 1 第五福龍丸善後措置に関する打合会の経過について
- 2 第五福龍丸事件善後措置に関する打合会第二回会合記録(昭和29年3月29日開催)
- 3 第五福龍丸事件に因する暫定措置方針に関する件(昭和29年3月30日閣議決定)
- 4 第五福龍丸事件善後措置に関する打合会第三回会合記録(昭和29年4月1日開催)
- 5 第五福龍丸事件善後措置に関する打合会第四回会合記録(昭和29年4月5日開催)
- 6 第五福龍丸事件善後措置に関する打合会第五回会合記録(昭和29年4月8日開催)
- 7 Strauss 'World on H-Bomb'
- 8 PRESS STATEMENT
- 9 第五福龍丸事件善後措置に関する打合会第六回会合記録(昭和29年4月12日開催)
- 10 第五福龍丸事件善後措置に関する打合会第七回会合記録(昭和29年4月22日開催)
- 11 原爆被災を受けた漁船の積載魚類を処理したものについての詳報(昭和29年4月22日)
- 12 第五福龍丸事件善後措置に関する打合会第八回会合記録(昭和29年4月26日開催)
- 13 第五福龍丸事件善後措置に関する打合会第九回会合記録(昭和29年4月28日開催)
- 14 第五福龍丸事件善後措置に関する打合会第十回会合記録(昭和29年5月6日開催)
- 15 ピキニ水爆実験による直接損害に関する件(昭和29年5月1日)
- 16 第五福龍丸事件善後措置に関する打合会第十一回会合記録(昭和29年5月13日開催)
- 17 第五福龍丸事件善後措置に関する打合会第十二回会合記録(昭和29年5月22日開催)
- 18 第五福龍丸事件善後措置に関する打合会第十三回会合記録(昭和29年6月8日開催)
- 19 第五福龍丸事件善後措置に関する打合会第十四回会合記録(昭和29年6月8日開催)
- 20 第五福龍丸事件善後措置に関する打合会第十五回会合記録(昭和29年7月16日開催)
- 21 指定港に水揚した魚獲物廢棄漁船(昭和29年6月8日)
- 22 指定港以外に水揚げした魚獲物廢棄漁船(昭和29年6月8日)
- 23 第五福龍丸事件善後措置に関する打合会第十六回会合記録(昭和29年8月6日開催)
- 24 第五福龍丸事件善後措置に関する打合会第十七回会合記録(昭和29年8月31日開催)
- 25 第八回環境衛生食品衛生合同部会における主なる協議事項(昭和29年5月25日)
- 26 第八回臨床部会における主なる協議事項(昭和29年5月25日)
- 27 原子力委員会NY支部からの手紙
- 28 第九回臨床部会における主なる協議事項(昭和29年6月1日)
- 29 第十回環境衛生食品衛生合同部会における主なる協議事項(昭和29年6月1日)
- 30 ピキニ灰から見つかった放射性核種
- 31 ピキニ被災事件損害の補償措置に関する打合会の設置についての依命通知(昭和30年1月11日)
- 32 ピキニ被災事件に関する各省庁別要求額(昭和30年1月16日)
- 33 放射能被害対策に要した経費調査
- 34 ピキニ被災事件損害の補償措置に関する打ち合わせ会第一回記録(昭和30年1月17日)
- 35 ピキニ被災事件損害の補償措置に関する打ち合わせ会第二回記録(昭和30年1月20日)
- 36 まぐろの検査を中止した理由等に関する国会答弁資料
- 37 ○○氏の白血病とピキニ被爆との関連についての国会答弁資料
- 38 急性骨髓性白血病患者「○○」に関する状況報告について(昭和36年12月9日)
- 39 原爆被害対策本部
- 40 京都に入荷せる原爆の被害を受けた「マグロ」について
- 41 静岡県議会からの意見書提出について(昭和29年3月18日)
- 42 愛知県よりの水爆情報(昭和29年3月19日)
- 43 マーシャル水域原爆被災事件について厚生次官から外務次官に宛てた通知(昭和29年3月19日)
- 44 第五福龍丸乗組員の被爆傷害調査について厚生省公衆衛生局長が東大医学部付属病院長宛てた通知(昭和29年3月19日)
- 45 第五福龍丸乗組員の被爆傷害調査について(回答)
- 46 第五福龍丸の乗組員、漁獲物の原爆被害状況について厚生次官から外務次官宛てた通知
- 47 ピキニ原爆被災者に対し光線火傷用薬品提供に関する件(公電)
- 48 ピキニ原爆被災者に対する治療薬品提供に関する件(昭和29年3月24日)
- 49 原爆被災者治療用薬品の送付について(昭和29年3月23日)
- 50 原爆被害現地検査の期限について(昭和29年3月23日)
- 51 A. 調査、研究について
B. 患者の処理
- 52 マーシャル水域における出漁者、漁獲魚類「検査状況等」速報について(第1報から第6報)(昭和29年3月24日)
- 53 原爆症調査研究協議会規程
- 54 第五福龍丸船員診療費その他の概算報告について(昭和29年3月27日)

- 55 勝津漁協組合長からの電文
- 56 原爆被害対策本部編成表
- 57 マーシャル水域における漁業者、漁獲魚類「検査状況等」速報について(第7報～第13報)(昭和29年3月30日)
- 58 第五福竜丸遭難に関する報告
- 59 放射能被害調査班の編成内容
- 60 原爆被害者対策関係、厚生部長会議資料
- 61 漁船検査状況第十四報～二十四報の二
- 62 原爆症調査研究協議会小委員会名簿
- 63 原爆被爆者対策としての指定水揚港における検査等実施要領(改定一次案)
- 63-2 原爆症調査研究協議会
- 64 原爆症患者第一收容病院表
- 65 家族名簿
- マーシャル水域における出漁者、漁獲魚類「検査状況」について(第14報～第30報)(昭和29年4月22日)
- 66 四月三十日午後五時 関係衛生部及び派遣官への電話連絡要旨
- 67 第五福竜丸の放射能調査結果について(昭和29年5月1日)
- 68 調査研究・試験の組織等について(案)
- 68-2 調査研究・試験の組織等について(案)
- 69 (調査研究関係その二)原爆症調査研究協議会の強化案
- 70 原爆症調査研究協議会委員名簿
- 71 原爆症調査研究協議会環境衛生・食品衛生合同部会委員名簿
- 72 原爆症調査研究協議会部会構成員名簿
- 73 ピキニ被災者治療用薬品輸入に関する代理人委任状
- 74 輸入薬品に関する免税申請書
- 75 治療用薬品の配分計画書
- 76 原爆症調査研究協議会の開催について委員長、委員専門委員及び幹事の発令について
- 77 医薬品の輸入について
- 77-2 原爆関係旅費
- 78 マーシャル水域において漁撈に従事しましたはこの水域を航行した漁船についての検査の実施について(昭和29年4月26日)
- 79 広島原爆被災者の治療対策に関する陳情団との会合出席者
- 80 放射性物質による汚染の新事態について
- 81 原爆被害対策に関する調査研究要綱(案)(昭和29年6月2日)
- 82 原爆被害対策に関する調査研究連絡要綱
- 83 マーシャル群島エニウェットック、ピキニ環礁附近における危険区域の解除並びに入港報告について(昭和29年6月3日)
- 84 原爆被害対策に関する調査研究連絡協議会の調査研究項目についての関係各省の打合せ会における了解事項
- 85 原爆被害対策に関する調査研究連絡協議会に係る調査項目についての送付文
- 86 原爆被害対策に関する調査研究連絡協議会に係る調査項目についての送付文
- 87 協議会構成の経過
- 88 昭和二十九年度予備費使用原爆症調査研究協議会研究実施内容調
- 89 原爆被害対策に関する調査研究連絡要綱(昭和29年6月18日閣議決定)
- 90 (第三段階)新協議会(第三次として拡充強化)発足
- 91 原爆被害対策に関する調査研究連絡協議会委員等名簿
- 92 原爆被害対策に関する調査研究連絡協議会部会構成(昭和29年10月16日)
- 93 各省別原爆被害対策ニ要する調査研究関係予算調
- 94 石川県における放射能雨について
- 95 会議開催について(昭和29年11月24日)
- 96 原爆被害対策に関する調査研究連絡協議会合同部会開催通知
- 97 「放射性物質障害の有無に対する健康診断基準」の送付について
- 98 放射性物質に對する許容度の考え方(厚生省)
- 99 調査船派遣に關する技術顧問団に派遣する経費等
- 100 調査船派遣に關する技術顧問団に派遣する経費等
- 101 後鷹丸取材に關する各社申合せ
- 102 放射性生物質に對する許容度の考え方(厚生省)
- 103 調査船(後鷹丸)報告送付文(昭和31年7月13日)
- 104 調査船(後鷹丸)報告

- 105 ピキニ被爆障害費配布について(昭和30年4月28日閣議決定)
- 106 第五福竜丸船員保険記録
- 107 汽船じどりい丸報告書
- 108 ○○ントニ一丸乗組員に対する船員保険療養の給付に関する決裁書
- 109 第十三光榮丸船員に対する放射能症による集団検診成績
- 110 第五福竜丸事件に関する暫定措置方針に関する件の改訂に関する件(昭和29年4月24日閣議決議)
- 「第五福竜丸事件に関する暫定措置方針に関する件」に基くまぐろ類の検査中止に関する件(昭和29年11月27日)
- 112 原爆被爆者の健康管理に関する研究、特にピキニ被災者の健康診断の実態について(43年度)
- 113 健康診断の効率化に関する研究(44年度)
- 114 被爆者の造血機能に関する研究(45年度)
- 115 被爆者の造血機能に関する研究(46年度)
- 116 被爆者の造血機能に関する研究(47年度)
- 117 原爆被爆者の健康管理方式に関する研究(48年度)
- 118 ピキニ被爆者の健康管理に関する研究(50年度)
- 119 ピキニ被災者の健康管理について(51年度)
- 120 ピキニ被爆者の健康管理に関する研究(52年度)
- 121 ピキニ被爆者の健康管理に関する研究(53年度)、元第五福竜丸乗組員の昭和54年度健康診断について
- 122 ピキニ被災者の健康管理(昭和55、56年度)
- 123 ピキニ被災例の細胞遺伝学的追跡観察被爆後24~25年および27~28年における調査結果(57年)
- 124 放射線誘発血液疾患に関する研究、特に細胞性免疫能との関連等について(57年度)
- 125 放射線誘発血液疾患に関する研究、特に細胞性免疫能との関連について...続報(58年度)
- 126 放射線による造血障害の検討(59年度)
- 127 決裁文書(厚生省保険局長から社会保険診療報酬支払基金理事長あて「ピキニ環礁付近における水爆実験に因る被災船員保険被保険者の治療に要する費用について」)(昭和29年7月20日保文発第7965号)
- 128 決裁文書(厚生省保険局船員保険課長から都道府県民生部局保険課長・社会保険出張所長(札幌・函館・旭川・釧路・岩見沢・室蘭・平・下関・今治)あて「ピキニ環礁附近における水爆実験に因る被災船員保険被保険者に関する給付報告書の提出について」)(昭和29年8月19日保険発第206号)
- 129 決裁文書(厚生事務次官から大蔵事務次官あて「ピキニ海域における米国の試験爆発に因る被災第五福竜丸乗組員に関する災害補償について」)(昭和29年9月14日保文第154号)
- 130 決裁文書(厚生省保険局船員保険課長から兵庫県民生部保険課長あて「放射性物質」により発した疾病に関する保険給付について(回答))(昭和29年8月23日保文発第9102号)
- 131 東京築地港人港船記録
- 132 神奈川県三崎港人港船記録
- 133 汚染魚の廃棄指示決裁文書(第二栄丸)
- 134 汚染魚の廃棄指示決裁文書(第十二大慶丸)
- 135 汚染魚の廃棄指示決裁文書(第二成洋丸)
- 136 厚生大臣あて神奈川県知事からの漁獲物の検査成績の報告と廃棄(第二栄丸)
- 137 汚染魚の廃棄指示決裁文書(第八金比羅丸)
- 138 汚染魚の廃棄指示決裁文書(第十二丸高丸)
- 139 汚染魚の廃棄指示決裁文書(第二東丸)
- 140 汚染魚の廃棄指示決裁文書(第二復興丸)
- 141 汚染魚の廃棄指示決裁文書(第二大徳丸)
- 142 汚染魚の廃棄指示決裁文書(第三神清丸)
- 143 汚染魚の廃棄指示決裁文書(小号高宮丸)
- 144 汚染魚の廃棄指示決裁文書(第八順光丸)
- 145 汚染魚の廃棄指示決裁文書(第二大鵬丸)
- 146 汚染魚の廃棄指示決裁文書(第十五大鵬丸)
- 147 汚染魚の廃棄指示決裁文書(第二三島丸)
- 148 汚染魚の廃棄指示決裁文書(海昌丸)
- 149 汚染魚の廃棄指示決裁文書(第二大鵬丸)
- 150 汚染魚の廃棄指示決裁文書(第二信宝丸)
- 151 汚染魚の廃棄指示決裁文書(第八順光丸)
- 152 汚染魚の廃棄指示決裁文書(第八住吉丸)
- 153 汚染魚の廃棄指示決裁文書(第二盛幸丸)
- 154 汚染魚の廃棄指示決裁文書(第二海生丸)

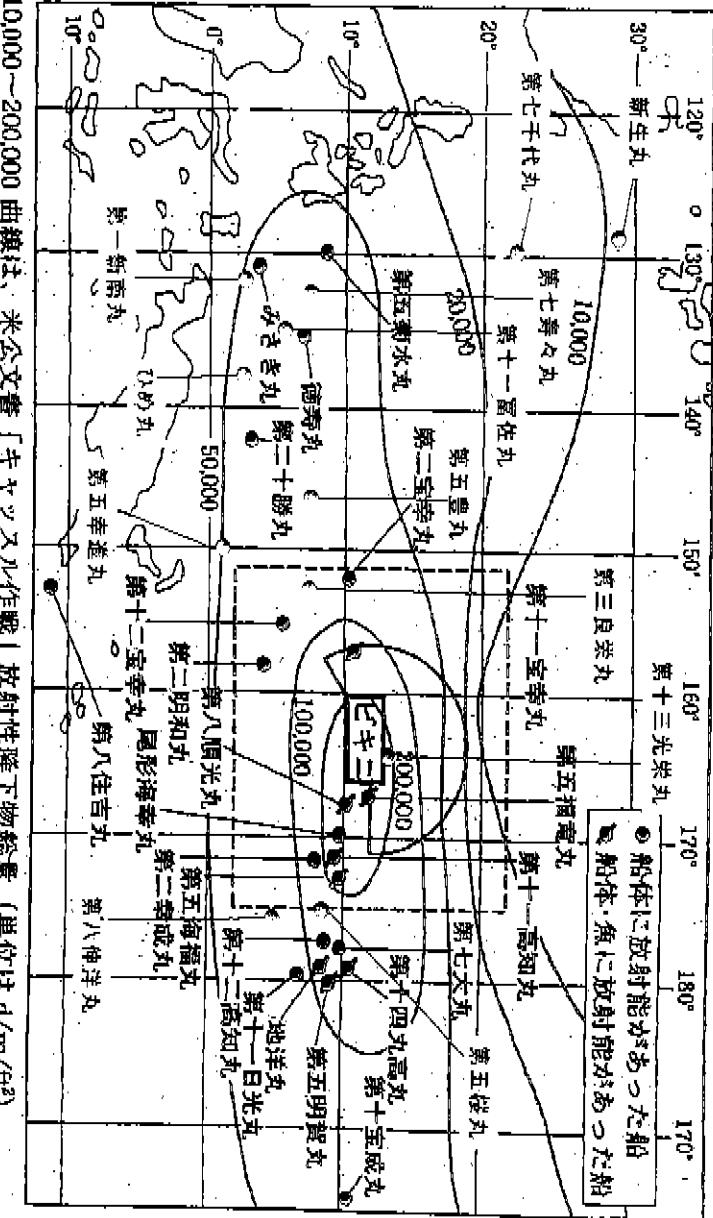
- 155 汚染魚の廃棄指示決裁文書(第七盛幸丸)
- 156 汚染魚の廃棄指示決裁文書(幸丸)
- 157 汚染魚の廃棄指示決裁文書(第一松栄丸)
- 158 汚染魚の廃棄指示決裁文書(第三松福丸)
- 159 汚染魚の廃棄指示決裁文書(第十二熊幸丸)
- 160 汚染魚の廃棄指示決裁文書(第三豊州丸)
- 161 汚染魚の廃棄指示決裁文書(第二豊州丸)
- 162 汚染魚の廃棄指示決裁文書(第二徳丸)
- 163 汚染魚の廃棄指示決裁文書(第五周丸)
- 164 汚染魚の廃棄指示決裁文書(第三宝幸丸)
- 165 汚染魚の廃棄指示決裁文書(三浦丸)
- 166 汚染魚の廃棄指示決裁文書(第五宝幸丸)
- 167 汚染魚の廃棄指示決裁文書(第三宝幸丸)
- 168 汚染魚の廃棄指示決裁文書(第十三蓬莱丸)
- 169 汚染魚の廃棄指示決裁文書(第二松栄丸)
- 170 汚染魚の廃棄指示決裁文書(和光丸)
- 171 汚染魚の廃棄指示決裁文書(第七大黒丸)
- 172 原水爆被害調査研究報告(医学関係)(原爆被害対策に関する調査研究連絡協議会)
- 173 各都道府県衛生部局長あて厚生省公衆衛生局長書翰(昭和31年7月13日)
- 174 放射性物質に対する許容度の考え方(正誤表)
- 175 技術顧問団定期例打合会夕場(予定)
- 176 調査船俊鶴丸予定航跡図
- 177 俊鶴丸報告(その一)
- 178 錦子無線(昭和31年6月19日受信)
- 179 俊鶴丸報告(その二)
- 180 原水爆実験に伴う影響調査に必要な経費
- 181 調査船乗船者名簿
- 182 調査に對する件(俊鶴丸)
- 183 錦子無線(6月15日～18日受信)
- 184 俊鶴丸報告(その三)
- 185 魚類の検査方法に關する資料
- 186 調査船俊鶴丸予定航跡図
- 187 原水爆実験に伴う影響調査に必要な経費
- 188 放射性物質に対する許容度関連資料
- 189 放射性物質に対する許容度の考え方
- 190 調査経費関連資料
- 191 放射能観測に必要になる経費(中央気象台)
- 192 調査船による調査事項(案)
- 193 原爆被害対策に関する調査研究連絡協議会委員等名簿
- 194 放射性物質の分析結果に關する資料
- 195 会議次第
- 196 医学部会第14回会合経過概要(昭和30年12月13日開催)
- 197 放射性物質取扱者に対する健康診断基準(案)
- 198 環境衛生・食品衛生合同部会における議事案
- 199 原爆実験影響調査船に關する技術顧問団(案)
- 200 調査船による調査事項(案)
- 201 マーシャル海域における核実験(ともなう水揚げ魚類等の取扱いについて)(昭和31年4月7日起案)
- 202 長通知
- 203 原水爆実験による放射性物質に対する許容量の考え方(案)
- 204 原水爆実験による影響の考察(第一部)
- 205 (第二部)予想される次回実験による影響の分析的考察
- 206 原水爆実験による放射性物質に対する許容量の考え方(案)
- 207 Sr-90濃度資料に関する研究連絡(X-V)(1957年(昭和32年)5月14日)
- 208 核爆発実験影響調査状況報告(案)(核爆発実験影響調査に關する技術顧問団)
- 209 最近の雨及び塵埃の放射能予防措置(海運調整部海務課)
- 210 ピキニ爆による乳の汚染(農業技術研究所畜産部)
- 211 農作物の放射能汚染に關する調査(農林省農業技術研究所)

213	1954年3月ビキニ水域に於ける水爆実験の我が食品衛生上に及ぼす影響に関する調査試験成績
214	最大許容量の基準
215	薩摩丸関係予算概算
216	FED DATA RECORD GEORGE VANDERBILT FOUNDATION 1956
217	調査船派遣に関する技術顧問団、調査団打合せ会開催について
218	原水爆実験による放射性物質に対する懸念度の考え方(案)
219	原水爆実験による放射性物質に対する許容度の考え方
220	核爆発実験影響調査報告書(陸上検査の部)1956年
221	検討成績報告(第一報)(塩電派遣班)(昭和29年3月20日)
222	検討成績報告(第二報)(塩電派遣班)(昭和29年3月21日)
223	第一次原爆マグロ対策協議会開催について
224	検知成績報告(第三報)(塩電派遣班)(昭和29年3月22日)
225	連絡事項(第四報)(塩電派遣班)(昭和29年3月24日)
226	検知成績報告(第五報)(塩電派遣班)(昭和29年3月24日)
227	連絡事項(第六報)(塩電派遣班)(昭和29年3月25日)
228	検知成績報告(第七報)(塩電派遣班)(昭和29年3月26日)
230	原爆被災官派遣(昭和29年3月26日)
231	原爆被災官対策本部の設置について(宮城県対策本部長)(昭和29年3月27日)
232	塩電派遣検査官あて通知(厚生省公衆衛生局長)(昭和29年3月27日)
233	放射性物質の附着した魚類の検査及び処分について(厚生省公衆衛生局長)(昭和29年3月30日)
234	原爆症調査研究協議会の開催について(公衆衛生局)(昭和29年3月24日)
235	原爆症調査研究協議会委員及び専門委員名簿
236	原爆症調査研究協議会の別種について(公衆衛生局)(昭和29年3月24日)
237	連絡事項(第四報)(塩電班)(昭和29年3月24日)
238	原爆被害対策本部編成表(昭和29年3月24日)
239	漁船検査状況(集計第1報～第3報)(原爆被害対策本部)
240	3月20日の西宮丸沈没に関する対応の記録、長野県からの連絡
241	漁船検査状況 第4報(原爆被害対策本部)
242	漁船検査状況 第5報(原爆被害対策本部)
243	漁船検査状況 第6報(原爆被害対策本部)
244	漁船検査状況 第7報(原爆被害対策本部)
245	漁船検査状況 第8報(原爆被害対策本部)
246	漁船検査状況 第9報(原爆被害対策本部)
247	4月1日から4月4日までの経緯
248	厚生省公衆衛生局研究課長書簡(昭和29年4月2日)
249	厚生省公衆衛生局研究所課長書簡(昭和29年4月2日)
250	漁船検査状況 第14報(原爆被害対策本部)
251	漁船検査状況 第15報(原爆被害対策本部)
252	4月5日の経緯
253	科研SMAセンターheimer
254	漁船検査状況 第16報(原爆被害対策本部)
255	漁船検査状況 第17報(原爆被害対策本部)
256	漁船検査状況 第18報(原爆被害対策本部)
257	漁船検査状況 第18号の追加(原爆被害対策本部)
258	漁船検査状況 第19報(原爆被害対策本部)
259	漁船検査状況 第20報(原爆被害対策本部)
260	4月6日から4月14日までの経緯
261	漁船検査状況 第21報(原爆被害対策本部)
262	事務重複について(昭和29年4月9日)
263	漁船検査状況 第22報(原爆被害対策本部)
264	漁船検査状況 第23報(原爆被害対策本部)
265	漁船検査状況 第24報(原爆被害対策本部)
266	漁船検査状況 第24報の2(原爆被害対策本部)
267	4月15日から4月24日までの経緯
268	漁船検査状況 第25報(原爆被害対策本部)
269	漁船検査状況 第26報(原爆被害対策本部)
270	漁船検査状況 第27号(原爆被害対策本部)
271	漁船検査状況 第28号(原爆被害対策本部)

- 272 渔船検査状況 第29号(原爆被害対策本部)
- 273 渔船検査状況 第30号(原爆被害対策本部)
- 274 渔船検査状況 第31号(原爆被害対策本部)
- 275 渔船検査状況 第32号(原爆被害対策本部)
- 276 4月24日から5月2日までの経緯
- 277 牛乳の放射能汚染に関する報告(国立衛生試験所)
- 278 放射能影響の水産学的研究(要旨)(中間報告一Ⅱ)
- 279 原爆症調査研究協議会(昭和29年9月7日)
- 280 収去した魚のカウント数
- 281 肉の放射能に関する考察(昭和29年10月26日)
- 282 魚の放射能汚染に関する研究(中間報告)
- 283 放射能汚染に関する資料
- 284 放射能汚染に関する報告その1(国立衛生試験所)
- 285 牛乳、乳製品放射能検査成績(国立衛生試験場研究部)
- 286 ピキニ海域水爆影響調査現状経過
- 287 日本の食品と環境におけるSr90濃度の限界(檜山義夫(東京大学農学部))
- 288 マグロ騒動=原子マグロの正体=檜山義夫
- 289 まぐろ等の検査に要した経費等について(調査依頼)(昭和30年1月14日衛乳第2号)
- 290 放射能被害魚類検知用薦品について(昭和30年1月12日衛乳第1号)
- 291 放射能汚染魚類に関する資料の送付について(昭和30年1月26日)
- 292 昭和二十九年度放射能被害対策委託費の申請について(昭和30年2月10日)
- 293 電文案(昭和30年2月8日起案)
- 294 魚類の人体に与える影響及びその想限度の調査研究について(昭和30年2月25日)
- 295 魚類の人体に与える影響及びその想限度の調査研究について(昭和30年2月24日)
- 296 放射能汚染魚類の発集、数量等について(照会)
- 297 原爆被害魚類の検査用計数器の修理費について(昭和30年3月16日)
- 298 昭和二十九年度九月分乃至十二月分放射能被害対策委託費の示達について(昭和30年3月11日)
- 299 マーシャル海域における原水爆実験にともなう水揚げ魚類等の取扱について(昭和31年4月18日)
- 300 原水爆実験に伴う魚類等の影響調査研究依頼について(昭和31年9月4日)
- 301 原水爆実験影響調査研究費の内訳について(昭和31年11月26日)
- 302 核爆発実験影響調査に関する研究報告書の作成について(昭和32年3月4日)
- 303 核爆発実験影響調査に関する研究報告書の作成について(昭和32年3月15日)
- 304 核爆発実験影響調査に関する研究報告書の作成について(昭和32年4月12日起案)

…その他の原告ら漁船を原告ら代理人が追記したもの

1954年3月16日から5月31日までに東京港で放射能が検出された船



10,000~200,000曲線は、米公文書「キャッスル作戦」放射性降下物輸量(単位はd/m²/ft²)

□最初の危険区域 ○拡大された危険区域 []水産庁要報告指定水域

※東京都歯医衛生課「魚類の人工放射能検査報告」をもとに作成

「キャッスル作戦」による放射性降下物総量(1954年7月1日時点)

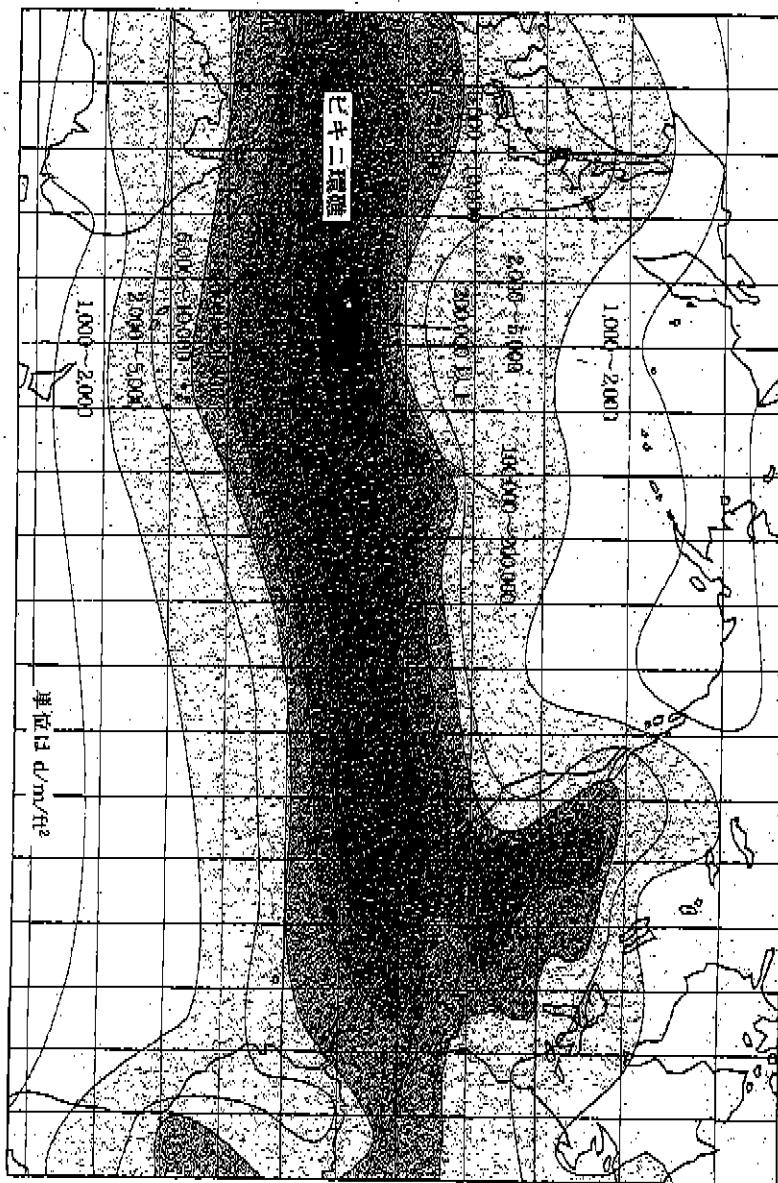


図2